

岐阜市空き家改修費補助金の手続きの流れ

【要件の確認】

- 対象者に関すること　○空き家に関すること　○対象となる改修工事に関すること
の確認をお願いします。要件、提出書類等の詳細はホームページ等に記載があります。

事前相談

- 補助金の申請者が自ら空き家を購入し、改修し、居住する必要があります。
○空き家の売買契約の締結日又は引渡日から**6ヶ月以内**の申請が対象です。
○申請期限は**令和5年12月25日まで**となります。
○申請後の補助金の増額はできません。

改修工事の見積り

- 市内に本店、支店、又は営業所を有する、建設業許可を受けている業者に限ります。

補助金の申請

- (1) 事業計画書(様式第2号)
(2) 改修工事に係る見積書の写し
(3) 補助対象経費等の内訳書(様式第3号)
(4) 空き家に係る登記事項証明書
(5) 空き家に係る売買契約書の写し
(6) 次のアからウまでのいずれかの書類(購入前の空き家に関するもの)
ア 電気、ガス又は水道の使用が停止され、又は廃止されたことが確認できる書類
イ 宅地建物取引業者により空き家であることが分かるような表示をして販売の広告がなされたことを証する書類の写し
ウ ア及びイが困難な場合は、宅地建物取引業者・売主による空き家証明書
(7) 改修工事をする部分の平面図(当該部分の撮影方向を記したもの)
(8) 改修工事をする部分及び外観の施工前の状況の写真
(9) 住民票の写し(世帯の全員及びその続柄が記載されたもの)
(10) 戸籍の附票(市外からの定住者で、住民票により1年間市外に居たことを確認できない場合)
(11) 世帯全員の完納証明書又は税務情報の取扱いに関する同意書(様式第3号の2)
(注)完納証明書は交付手数料が必要となります、同意書は無料でご利用いただけます。
(12) 婚姻日を証する書類(新婚世帯で、申請日に婚姻の届出をしている場合)
(例:戸籍謄本、婚姻届受理証明書など)
(13) 他の助成金等の交付決定額が分かる書類の写し(他の助成金等を受ける場合)
(14) 相手方登録申請書(未登録又は登録事項に変更のある場合に限る。)
(15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

内容の審査(市)

補助金交付決定(市)

改修工事契約・着工

- 交付決定後に改修工事の契約・着工を行ってください。交付決定前に着工した工事は補助金の対象外となります。

工事の変更

- 改修工事等の変更により、補助金交付決定額が減額となる場合は変更届を提出してください。ただし、補助対象経費が20%未満の減額の場合は提出不要です。

工事・費用支払の完了

- 2月末日まで**に改修工事と工事費用の支払を全て完了、及び空き家へ住民票の異動をする必要があります。

実績報告書提出

- 補助事業完了日(*)から**30日以内又は3月1日**のいずれか早い日までに、提出が必要です。

補助金の交付(市)

- (1) 改修工事をする部分の平面図(当該部分の撮影方向を記したもの)
(2) 改修工事をした部分の施工後の写真(施工後の確認が困難な部分については、施行中の写真)
(3) 改修工事に係る請負契約書又は請書の写し
(4) 改修工事に係る領収書の写し
(5) 改修工事に係る見積書の写し(申請(変更)時に提出した見積書の内容に変更があった場合)
(6) 補助対象経費等の内訳書(様式第3号)(申請(変更)時に提出した内訳書の内容に変更があった場合)
(7) 耐震化計画書(様式第12号)(昭和56年5月31日以前に着工された空き家の場合)
(8) 住民票の写し(申請時に提出した住民票の写しに変更があった場合)
(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(*)工事代金の支払い完了日又は空き家の住所に住民票を異動させた日のいずれか遅い日